

人手不足・社員の定着でお悩みの事業主様！

残業代削減分を従業員に還元しましょう

～労働時間(残業)を短くする工夫～



取組事例紹介

業種：製造業 従業員数：72名

残業時間が減少しない原因のひとつに残業手当を生活給の一部としている従業員が残業時間削減に非協力的であることがあったことから、その不満解消に向け、処遇制度見直しに取り組んだ。

<残業を削減した従業員を評価する制度の導入>

○賞与規定の見直し

- ・残業時間を削減した従業員を評価
- ・業務の効率化に取り組んだ従業員を評価



賞与の原資には、残業削減により削減された人件費を活用！

【賞与制度を新設した場合は・・・】

○人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）
上限額 最大72万円

◆ 目標達成時の状況により助成額が変化する等、助成金を受給するためには一定の要件があります。

- ・残業時間が減ることで収入が減ることを危惧していた従業員も、残業が削減された結果が賞与として反映されることで、積極的に業務の効率化を目指すようになった。
- ・残業時間の削減に取り組んだ実績を賞与に反映させることで、企業の思いが従業員に浸透し、経営側と従業員がより一丸となって、働き方改革に取り組む企業風土となった。

御社の働き方改革を「働き方改革推進支援センター」は応援します！

そのほかの事例紹介、働き方改革の活用方法等については、

「愛知県働き方改革推進支援センター（平成30年度実施機関：愛知県社会保険労務士会）」で相談を受け付けています。

■ 本 部：名古屋市熱田区三本松町3-1

☎0120-868604

✉ hatarakikata@aichi-sr.com

■ 豊橋出張所：豊橋市花田町字石塚42-1（豊橋商工会議所内）

☎0800-200-5262

✉ hatarakikatotoyo@aichi-sr.com